

香川縣市町総合事務組合消防団員退職報償金支給条例施行規則

平成16年6月30日

規則第14号

改正 令和3年11月30日 規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、香川縣市町総合事務組合消防団員退職報償金支給条例（平成16年条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める階級)

第2条 条例第3条の規則で定める階級は、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級のうち、最も上位の階級から順次その在職期間を合算し、その在職期間の合計がはじめて1年以上となる場合の最後に合算した期間に係る階級とする。

(組合への請求)

第3条 香川縣市町総合事務組合規約別表第2の左欄第6号に掲げる事務を共同処理する構成団体（以下「構成団体」という。）で、条例第2条の該当者が生じ、香川縣市町総合事務組合へ退職報償金の請求をするとき、当該構成団体は、消防団員等公務災害補償等共済基金の支払請求書の様式等に関する規程（昭和49年7月16日基金規程第3号）による退職報償金の支払請求関係書類及び非常勤消防団員異動報告書（様式第1号）を香川縣市町総合事務組合管理者（以下「管理者」という。）に提出し請求しなければならない。

(決定及び支給)

第4条 管理者は、前条の請求書を受理したときは、これを審査し、請求金額の決定を行うと同時に消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「消防基金」という。）に送達し、消防基金より送金を得、当該構成団体を経て速やかに支払うものとする。

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（令和3年11月30日 規則第3号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の各規則に定める様式は、当分の間、使用することができる。

香川縣市町総合事務組合管理者 殿

市町長

非常勤消防団員異動報告書

分団名	階 級	氏 名	生年月日	職 業	入団 昇格年月日	退団年月日	記 事
			年 月 日		年 月 日	年 月 日	
			年 月 日		年 月 日	年 月 日	
			年 月 日		年 月 日	年 月 日	
			年 月 日		年 月 日	年 月 日	
			年 月 日		年 月 日	年 月 日	
			年 月 日		年 月 日	年 月 日	
			年 月 日		年 月 日	年 月 日	
			年 月 日		年 月 日	年 月 日	
			年 月 日		年 月 日	年 月 日	
			年 月 日		年 月 日	年 月 日	
			年 月 日		年 月 日	年 月 日	
			年 月 日		年 月 日	年 月 日	

- 注 1. 退団者については退団理由と勤務年数を記事欄に記入すること。
2. 退団者のうち死亡退団の場合は記事欄にその旨記入すること。
3. 再入団者については前の入退団年月日及び退団時の階級を記事欄に記入し、欄外に（再）と記入すること。